

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷二十三第

行發日一月三年六和昭

## 論叢

所得稅の不公平……………法學博士 神戶 正雄  
 利子の形成について……………文學博士 高田 保馬  
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

## 說苑

正米相場と期米相場との異動關係……………經濟學士 谷口 吉彦  
 金爲替準備に就いて……………經濟學士 松岡 孝兒  
 アメリカ經濟の發達と移民の消長……………經濟學士 堀江 保藏  
 獨逸中工業金融機關との Industrieschaft……………經濟學士 楠見 一正

## 雜錄

幕末の株仲間再興是非……………經濟學博士 本庄榮治郎  
 明治初年に於ける侍階級の騷擾……………經濟學博士 黒 正 巖  
 舊派統計學の一著作……………經濟學士 蜷川 虎三  
 日本都市年鑑を讀む……………經濟學博士 汐見 三郎

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 獨逸中小工業金融機關としての Industrieschaft (中)

### 第五 私法的機關

楠 見 一 正

#### (一) Die Pfälzische Wirtschaftsbank, Gemeinnützige A.—G.

一九二五年獨逸を席卷した著しい經濟的不況はフアルツに於て最も深刻を極め、フアルツの工業は殊に金融難を感じたので、此の恐るべき状態に鑑みて、一九二五年十月フアルツの經濟政策家、實業家及州の代表者等相集つて、フアルツの工業に不動産信用の形に於て長期資金を授與せしむべき信用機關を設立せん事を決議した。之に基いて設立せられたものが即ちフアルツ經濟銀行であつて、一九二六年三月十七日、Pfälzische Wirtschaftsbank, Gemeinnützige Aktiengesellschaft in Ludwigshafen a. Rhein なる名稱の下に其の活動を開始したのである。此の經濟銀行はフアルツ不動産抵當銀行 Pfälzische Hypothekenbank に依存してゐるけれども、然しその法的意義は決して單なる不動産抵當銀行として考ふる事を得ない。經濟銀行の目的は對物信用の方法でフアルツの中小工業及手工業に對する資金調達及長期貸付を行ふにある(定款第四條)。

此の經濟銀行の設立に關しては、クライス地方團體 die Kreisgemeinde、クライス直接都市 die

Kreisunmittelbaren Städten、フアルツ經濟に關係ある信用銀行 die Kreditbanken、バイエルン州立銀行 die Bayerische Staatsbank 及フアルツ工業家團體等が協力したのであつて、その資本金は二百萬<sup>K.M</sup>であるが、各百<sup>R.M</sup>宛の二萬株に分たれ、其の内八千株はA級とし、他の一萬二千株はB級としてゐる。而してA級の株はフアルツクライス地方團體 Kreisgemeinde Platz 及クライス直接都市等の公法的團體の手中に屬し、B級の株一萬二千株の中二千株は信用銀行及バイエルン州立銀行に、残りの一萬株は受信者に屬する。而して公法的團體をして銀行の業務執行に特別の勢力を得せしめんが爲めに、公法的團體に依りて出資せられた總資本金の $\frac{2}{5}$ に相當するA級の株は一・五の表決權が賦與せられてゐる。従つてA級の株は八千株なるにも拘らず、B級の一萬二千株と同一の表決權を有する事となる。更に債權者たる權利並にフアルツの經濟利害を保護する爲めに、經濟銀行は州に屬し、其の監督は州政府の定めたる州委員に依つてなされてゐる。従つて州委員は何時でも銀行の書類を檢查し、又は凡ての業務に關して報告の提出を要求する事が出来る。

フアルツ經濟銀行の機關は總會、監事會及理事會であつて、監事會と並んで尙監事會の半數から選ばれた所謂常務委員會 sogenannte ständige Kommission が存在する。此の委員會は銀行が資金を調達する場合及それに關する一切の事務決定、債務者給付の決定及土地の買入及賣却に際して監事會と協力する。此の如く經濟銀行はザクセン抵當證券發行機關に倣つたのであつて、更に又ザクセン抵當證券發行機關が人格的にザクセン州立銀行に依つて支配せらるる様に、此の銀行

に於ても亦ファルツ不動産抵當銀行に依りて業務が行はれてゐる。之に依つて見れば、ファルツ經濟銀行は私法的機關として存在してゐるけれども、公法的團體との關係密接にして、其の嚴重なる監督を蒙り、公法的機關としての色彩が頗る濃厚である。

ファルツ經濟銀行は其の活動に必要な資金の調達を、拂込資本金の十倍に制限せられてゐるから、従つてザクセン抵當證券發行機關の如き、活潑なる活動を期待する事は出来ない。銀行は初め貸付に要する資金を外國で長期債券の起債に依つて調達せんとしたが、ファルツ・クライスは擔稅力は有するが固有の財産なく、バイエルン州は經濟銀行の債務に對して外國に保證を與へないのであるから、結局此の外債を起債せんとする試みは失敗に歸した。従つて第二の方法としてバイエルン州は獨逸共和國 (Reich) に對して經濟銀行を保證し、ライヒから中間信用 *Zwischenkredit* として一千五百萬 *R.M.* を、バイエルン州の手を通じて經濟銀行に供給せられる事となつてゐる。此の一千五百萬 *R.M.* の中一千萬 *R.M.* は二ヶ年即ち一九二八年四月一日が期限であるが、後に屢々延期する事が許されてゐる。而して残りの五百萬 *R.M.* は五ヶ年即ち一九三一年四月一日に満期となる。此の如くバイエルンは經濟銀行に對して或種の保證を與へてゐるから、前述の如く銀行に對して嚴重なる監督をなし、資金の貸付に際して一定の條件を加へ、殊に銀行をして其の自己資本に依つて損失を保證する事を要求してゐる。

貸付は原則として第一抵當の不動産に對して許されるが、抵當貸付の割合は銀行が認めた不動産價值の三〇%を超過してはならない。此の場合不動産は原則としてファルツに存在し、工業に

使用せらるるものなる事を要するが、その他のものも例外として併せ採用する事がある。抵當貸付價值の決定は、(一)土地、之に臨時的の水力の價值、(二)建物の價に基いてなされる。不動産に附屬する機械の價值は(適當なる控除をなして)此の評價以外に定められるのであつて、抵當貸付價值には算入せられない。抵當貸付價值は不動産の收益價值に依ると共に、其の賣却價值に依つて正當に決定せられる。貸付は最低額五千<sup>R.M</sup>であつて、ライヒよりの信用 Reichskredit の期限に依つて二年或は五年間非解約的で與へられる。二萬<sup>R.M</sup>以上の貸付に對しては貸付委員會 Beleihungs-kommission の同意を要する。貸付委員會は理事一名、組合の法律顧問及監事會から過半数で選ばれた三名の名譽職の委員から成立してゐる。然し州の金融的利害の代表者たる州委員或は理事會の決議に反して貸付を與ふる事は出來ない。理事會の固有の權限に依つて認められたる貸付は、其の次の會合に於て貸付委員會に報告する事を要する。

信用需要額はライヒよりの信用千五百萬<sup>R.M</sup>を遙かに超過する有様であつたから、資金は可成り速かに交付せられたので、更に監事會の決議に依つて、銀行の資本金から七十五萬<sup>R.M</sup>を信用需要の充足に向けることとした。貸付に對する利率は最初は七・五%にして、更に〇・五%の危険料を $\frac{3}{4}$ %の經營費の一部分を受信者に附加してゐたが、此の利率はライヒスバンクの割引利率に伴つて變更せられ、一九二七年三月には、債務者の負擔する給付は五 $\frac{3}{4}$ %となつてゐた。貸付は一度限りの費用分擔額 Kostenbeiträge を平均約二 $\frac{1}{4}$ %差引き、尙受信者の借入金額の六 $\frac{3}{4}$ %を控除して交付せられる。此の貸付金額の六 $\frac{3}{4}$ %は之に相當する銀行の株式に依つて渡されるのであつて、

受信者は之に依つて銀行の資本に参加し、間接的に銀行の債務に對する連帶責任を負ふ事になる然し銀行の資本金に對しては剩餘の中から、最高5%の利益配當がなされるのであるから、受信者の所有株式には幾分の配當があるわけである。銀行は此の貸付金の六<sup>三</sup>/<sub>十</sub>%を供託金 Hinterlegungssumme として銀行に留保し、資本金及積立金と同様に運用するのである。

危険料から構成せられた積立金 Rücklagen はライヒの信用に依る貸付と資本金に依る貸付とに對して區別して取扱はれ、夫々此の二種の貸付の内部に起つた損失の充足に用ひられる。前述の供託金は積立金に次いで二次的に資本金に依る貸付の損失補償に備へられるのであつて、ライヒの信用に依る貸付の内部に起つた損失の補償には充當する事を許されない。而して資本金に依る貸付金が返還せらるる場合には、此の供託金にして損失補償に用ひられなかつた部分は、其の貸付金額に應じて受信者に拂戻される。經濟銀行の清算に際しては、ライヒの信用に依る受信者の特別給付に依つてなる積立金は、清算當時株式を所有せる株主に分配せられる。他方資本金に依る貸付の積立金は其の受信者に分配せらるるのみならず、此の種の受信者は供託金を其の實際上の給付額迄分配せられる。尙過剩額並に會社に依つて買戻された株に相當して銀行に分配せられた財産は、ファルツの中小工業及手工業の利益に運用せらるる爲めに、ファルツ當局に歸屬する。<sup>20)</sup>

(1) Die Kreditgenossenschaft der Mitteldeutschen Industrie e. G. m. b. H. Thüringen に於ても工業の長期信用需要の大部分は工業金融組合に依つて充足せられてゐる。

20) Lindner, Die Realkreditversorgung der mittleren und kleinen Industrie nach der Währungsenerneuerung s. 59—61; Rodzibor, W. v., Das Problem des langfristigen Kredits für die mittlere und kleinere Industrie. s. 104—110; Dalberg, Der industrielle Realkredit in Deutschland seit 1924 (Jahrbuch für Bodenkredit 1928) s. 177—178.

中部獨逸工業組合 Der Verband der Mitteldeutschen Industrie e. V. 及び Industrieschaft の精神に基づく自助的機關 Selbsthilfeorganisation たる中部獨逸工業信用組合を設立し、之に依つて其の工業上の長期信用を供給せられてゐる。此の中部獨逸工業信用組合には其の前身として金信用銀行 Die Bank für Goldkredit A. — G. 及其の後繼者たるチューリンゲン州立不動産抵當銀行 Die Thüringische Landeshypothekenbank A. — G. を擧げる事が出来る。一九二三年に設立せられた金信用銀行はチューリンゲン州立銀行 die Thüringische Staatsbank 及獨逸不動産抵當銀行聯盟の組合銀行と密接なるシンデケートを作り、チューリンゲン工業の長期信用供給に多大の恩恵を施してゐた。一九二四年にはチューリンゲン州立不動産抵當銀行が設立せられ、八分利付の金債券 8 Proz. Typ von Goldschuldreibungen を發行した獨逸最初の不動産信用機關として知られてゐる。此の債券は最初は賣行不良であつたが、一九二四年の後半には經濟状態が幾分良くなると共に、賣行も次第に活潑となり、金債券に對する需要は著しく増加した。然し一九二五年には金融難は一層深刻を極め、短期信用は困難に陥つたので、中小工業は其の短期信用を長期信用に依つて補はんと欲し長期信用の需要は激増したが、之等の需要は到底完全に満たさるを得なかつた。そこで州立不動産抵當銀行は一九二五年の後半に於て、從來の金債券發行の外に、更に抵當證券の發行を行ひ以て中小工業の長期信用供給に相當の貢獻をなしてゐたが、チューリンゲン工業の需要の大部分は到底満たさるる由もなかつた。元來チューリンゲンの工業は其の性質がザクセンと著しく類似し、加工工業がその大部分であつて、中小工業は頗る重要な地位を占めてゐる。そこで中部獨

逸工業組合は其の金融難を緩和せんと欲し、ザクセンの *Industrieschaft* の例に倣つて、新に中小工業に對する長期信用機關を設立するに至つた。之即ち *Die Kreditgenossenschaft der Mitteldeutschen Industrie e. G. m. b. H.* であつて、一九二六年七月以來中小工業に對する貸付は、テューリンゲン州立不動産抵當銀行より直接に行はる事なく、此の中部獨逸工業信用組合の手を通じて行はれる様になつた。

中部獨逸工業信用組合は一九二六年二月中部獨逸工業組合に依つて設立せられたのであつて、その目的は信用組合の組合員に不動産抵當信用授與に要する資金を調達するにある(第二條)。信用組合の資金調達はザクセンの例に倣つて、外國市場に於て起債せんと欲したが、此の試みは失敗に歸し、全く國內市場に制約せらるるの止むなきに至つた。而して信用組合が貸付に必要とする資金は、テューリンゲン州立銀行と連絡を取つて、州立不動産抵當銀行をして調達せしめるのであつて、州立不動産抵當銀行は自ら抵當證券を發行するか、或は *Landesbankenzentrale* の工業債券 *Industrieanleihe* に關與して調達する。此の資金は信用組合を通じて中小工業者に貸出されるのであるから、此の信用組合の資金調達の方法は間接的である。州立不動産抵當銀行は擔保として、不動産の第一抵當の外に尙有限連帶責任を求めるのであつて、信用組合は先づ組合員に貸與せられるべき信用並に之に對して提供せられるる擔保を檢查し、貸付が確實であると云ふ事に對して、關係者が連帶責任を負ふ。州立不動産抵當銀行は更に信用額及擔保を獨立して檢查し、個々の場合に於て貸付を拒絶する權利を有してゐる。



信用組合の貸付は組合員に限られてゐる。信用組合の組合員たるものはワイマールの中獨逸工業組合の組合員にして、その出資義務を完全に履行したるものなる事を要する。組合員は理事の加入決定に依つて組合員たるの身分を獲得するのであるが、若し理事會が拒絶した場合には總會の決議に依つて定められる。組合加入が宣言せられた場合には、組合員は其の獲得した持分額の1/10を拂込み、且總會で決定した加入金を納付せねばならぬ。最後に各組合員は一定の責任額を限度として連帶責任を負ふ。各組合員の持分権は百R.M.であつて、借受けた信用が各五千R.M.に達する毎に一持分権を所有せねばならぬ。其の連帶責任は一持分権毎に五百R.M.である。自由意思に依る脱退は單に少くとも一年以前に文書を以て豫告する事に依つて、一營業年度の終りに於て許される。組合員の除名並に新加入者の決定は現存組合員の3/4の多數決に依つてなされねばならぬ。除名は理事會、監事會及信用組合の3/4以上組合員の發議に依つて、次の如き場合になされる。

- 一、組合定款に定められた義務或は信用組合に對して定められたるその他の義務不履行の場合
- 二、信用組合に對して損害を加へ、或はその目的に對して侵害をなしたる場合
- 三、組合員が借受けた貸付の返還に關して裁判上の訴訟を受けた場合
- 四、支拂不能、破産開始或は業務監督の處罰に陥つた場合
- 五、公民權喪失の場合

更に尙除名は組合加入の前提に應じて決せられるのであつて、信用組合の組合員が、中獨逸

工業組合の組合員たるの身分を放棄し、又は喪失する事に依つて當然信用組合から除名せられる組合員が信用組合を脱退し、又は除名せられたる場合には、其後六ヶ月の期間内に於て、與へられたる貸付或は仲介せられた信用を返還せねばならぬ義務がある。

貸付は原則として信用組合の組合員に對する不動産抵當貸付に限られてゐる。即ち組合員はミンデルデッヘルの特權ある金不動産抵當 *mündelsichere Goldhypotheken* を提供して貸付を許される。然し例外として監事會の同意ある時は、處分し得べき資金の 1/10 以内の限度に於て、不動産以外の擔保に對しても貸付を行ふ事が許されてゐるが、此の種の貸付は未だ行はれた事がない。更に信用組合の貸付は主として設備信用 *Investitionskredit* (註十) に對して與へられるのであつて、特に經營變更擴張の爲に資金の必要を感じるが如き場合には之を援助する。此の場合に於ては其の計畫せられた經營擴張が外來資金に仰ぐを正當とするか否か、又凡ゆる状態に於て収益性が確實であるか否かを精確に検査する。又初めて計畫せられた企業の資金需要に對しては特に慎重なる注意が拂はれる。かくの如く信用組合の貸付は設備信用を原則とするけれども、經營信用 *Betriebskredit* も亦長期信用として許される事がある。

組合員が組合から與へられる信用の前提として提出せねばならぬ擔保に就いては特殊の關心を覺える。貸付の割合は數字的に確定せられてゐないけれども、原則として貸付額は破産の場合に擔保から常に取得し得べき額より多額であつてはならぬとせられてゐる。貸付割合は一般に戰前價値の二〇%であるが、併し現在の土地賣却價額の六〇%以下とせられてゐる。實際上に於ては

個々の貸付を需要する企業の換價値が著しく異つてゐるから、以上の數字とは自ら遠かつてゐる事が多い。企業經營の収益性の検査は最も困難な所であるが、然し又同時に信用組合としては最も重要な任務である。個々の場合に於ては、戦前中或は通貨膨脹時代に本質的變化が行はれたから、戦前最後の營業年度の數字と比較せられる。併し特殊なる場合には、異常なる經濟的經過の爲めにその經營状態を知る事が困難となつた時代の營業成績をも參考とする場合がある。個々の貸付額は信用組合に於て決定せられるのであるが、前述の如くチューリングン州立不動産抵當銀行は之を検査する權利を有し、場合に依つては貸付を拒絶する事も出来る。又統制監督を一層強める爲めに、別にチューリングン州立信託監査株式會社 *die Thüringische Landes-Freihand-und-Revisions-A. G.* を設立し、此の會社をして貸付企業を常に監督せしめ、殊に與へられた信用が正當なる方法に用ひられてゐるか否か、及び擔保が續いて保持せられてゐるか否かを常に注意せしめてゐる。尙個々の貸付に於ては此の物的擔保の外に附加的擔保として、公共團體或は銀行の保證を要求し、之に依つて信用組合は豫期しなかつた損失に備へんとするのである。

信用組合の機關としては先づ理事會を擧げる事が出来る。信用組合は理事會に依つて代表せられ、理事は別段の協定なき限り名譽職として業務を執行する。殊に次の如き重要問題に關しては理事會と協議して決定を與へる。即ち、(一)業務執行の根本方針、(二)特別支出、(三)總會の決定せる限度内に於ける起債、(四)處分し得る資金の運用及積立金の投資等、之である。而して理事は信用組合の損失に對して組合に個人的に連帶責任の義務を負つてゐる。次に監事會は總會に依つて絶

對多數を以て選ばれた任期二年の三人以上の監事を以て成立する。毎年監事の三分の一は退職し新しく選舉に依つて補充せられるが、此の場合再選は許されてゐる。最後に總會は法規及定款に定められた業務以外に、尙起債及貸付の最高限度を決定し、各組員に對する信用許與の最高限度を決定する。各組員は其の持分權の數に關係なく、單に一投票權を有するに止る。投票權の行使は組員自ら行ふか、或は其の法律上の代理人に依つて行はれるのであつて、投票權を第三者に讓渡する事は許されない。尙信用組合にはザクセンに於けるが如き信用委員會の存在しない事は注意を要する。

信用組合の純益は次の如く分配せられる。先づ積立金が最後の貸借對照表に於て貸出されたる信用許與額の二〇%に達する迄は、純益の一〇%を積立金に繰入れねばならぬ。然る後總會の決定に依つて特別留保積立金 *Sonderrückstellungen* が差引かれ、更に殘餘せる剩餘の處分に關しては總會が決定を與へる。組員に對して決定せられたる利益剩餘は、個々の組員の前年末に於ける持分額に應じて分配せられる。信用組合の解散及清算に際しては、信用組合の財産は持分額を返還した後、各組員の持分額に比例して組員に歸屬する(註十一)<sup>21)</sup>。

(註十) *Investitionskredit* は *Anlagekredit* と同様の意義のもの、*Betriebskredit* に對立する。設備信用又は投資信用は企業開設、擴張、即ち建物、機械等に要する資金に對する長期の信用であつて、經營信用は企業の運轉、經營、即ち製品販賣其他に要する資金に對する短期の信用である。従つて *Industrieschaft* に於ては原則として、設備信用を供給するのが其の任務である。

(註十一) 以上の二獨立的機關の實績に關しては、「經濟時報」に譲りたいと思ふ。

21) Lindner, a. a. O. S. 42—54; Radzibor, a. a. O. s. 115—123; Dalberg, a. a. O. S. 177179.